

令和2年 第8回

南会津町議会全員協議会
会議録

南会津町議会

令和2年第8回南会津町議会全員協議会会議録目次

11月24日（火）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
町有観光施設等の指定管理者公募状況について	5
新型コロナウイルス感染症対応補正予算について	20
◎閉会の宣告	44

令和2年第8回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和2年11月24日（火曜日）午後 1時開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
 - (1) 町有観光施設等の指定管理者公募状況について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症対応補正予算について
- 4 閉会

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	渡 部 浩 治	総 務 課 長
小 寺 俊 和	総 合 政 策 課 長	阿 久 津 勝 英	健 康 福 祉 課 長
室 井 利 和	農 林 課 長	星 博 文	商 工 観 光 課 長
阿 久 津 正 人	館 岩 総 合 支 所 長	羽 染 正 巳	伊 南 総 合 支 所 長

酒井浩哉	南郷総合支所長	目黒智夫	総務課長補佐
星克之	農課長補佐	丸山英司	健康福祉課長
藤沢一彰	農林係長	大竹政範	健康増進係長
長谷川祐樹	農政係長	大竹正一	商工観光係長
	農政係長		商工振興係長
	農政係長		総務課主査

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 どうも皆さん、こんにちは。

大変ご苦労さまでございます。

携帯電話等をお持ちの方はスイッチを切るか、マナーモードへの設定をお願いいたします。

都合により遅刻する旨、申出のあった議員は、11番、高野精一君です。

それでは、ただいまから令和2年第8回南会津町議会全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものであります。

次第はお手元に配付のとおりでございます。



◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○大宅宗吉町長 本日は、全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員各位には、何かとご多忙の折にもかかわらずお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、2項目についてご説明申し上げたいと存じます。

まず1点目は、町有観光施設等の指定管理者公募状況についてであります。

この件につきましては、令和3年度から5年間を指定管理期間とする指定管理者募集について、町有観光施設等15施設について10月末までを申請期間として募集を行ってきました。15施設のうち10施設については応募がありましたが、5施設については、事業者の応募がありませんでした。このため、この5施設に対する今後の再公募の進め方についてご説明申し上げます。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症対応補正予算についてであります。11月30日に予定しております議会臨時会へ、新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策として補正予算の提出を予定しておりますので、その内容についてご説明申し上げます。

まず1点目ですが、居宅サービスを利用する高齢者については、家族等が感染拡大地域等より帰省した場合などにおいて、施設利用が一定期間制限されることから、早期にPCR

検査を実施し、施設利用を可能にするための支援事業であります。

2点目が、稲作並びにそば栽培に対する次期作に向けた支援事業を実施するものであります。

3点目が、外食産業等で消費の落ち込みを受ける酒蔵、大規模施設を有する飲食事業者への緊急支援事業、合わせまして利用促進事業を行うもので、これらの事業実施により地域経済の循環を促すものであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本格的な冬を前に第3波が現実味を増しており、これまでの大都市から地方都市へも感染が拡大している状況であります。町民の命を守る感染症防止対策と町民の生活を守る経済対策の両立に向けて、引き続き万全を期してまいります。

以上、2項目の具体的な内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

議員各位におかれましては、今後とも町政運営につきましてより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。



◎議題

○室井嘉吉議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議する場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。

また、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるようよろしくお願いいたします。

なお、議題2番の新型コロナウイルス感染症対応補正予算については、説明事項が多数ありますので、説明、質疑を適宜区切って行いますが、発言時間は合計で30分となりますので、ご了承ください。

ちなみに、南会津町議会全員協議会資料の表ページをご覧ください。

今話したことは、協議事項1番で30分、2番で(1)から(6)までございますが、これひっくるめて30分ということになりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは、1番目の町有観光施設等の指定管理者公募状況についてを議題といたします。

説明をお願いします。

総務課課長補佐。

○目黒智夫総務課長補佐 総務課課長補佐兼管財係長の目黒智夫でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは、町有観光施設等の指定管理者公募状況についてご説明いたします。

初めに、令和3年3月31日をもって指定管理期間が満了する公共施設の公募の選定の考え方につきましては、令和2年6月12日の南会津町議会全員協議会でご説明したところでありますが、その後、公募施設につきましては、令和3年4月1日から5年間を指定管理期間として、9月10日から募集要項等を配布し、9月29日から30日にかけて公募説明会を行い、10月1日から10月30日を募集期間とし、申請の受付を行いました。

その後、11月12日から11月13日にかけて指定管理者候補者選定委員会を開催し、申請書類審査、申請者のプレゼンテーション及び聞き取り調査を実施し、候補者、事業者の選考を進めてまいりました。

現在は選定委員会の審査結果に基づき、指定管理者候補者への内定通知発送など、選定に必要な手続を行っているところであります。

お手元の資料、1-1、町有観光施設等の指定管理者公募状況をご覧ください。

この表につきましては、左側上から所在地域、施設名称、現在の指定管理者、応募者数、選定手続き及び再公募の別、指定管理者の指定議案を提出する時期、備考として送付事項を記載いたしました。

概要といたしまして、今回公募しました15施設のうち10施設について応募があり、5施設については応募がありませんでした。地域ごとに申し上げますと、田島地域では5施設全部、館岩地域でも4施設全部に応募がありました。

一方、伊南地域では、4施設のうち古町温泉赤岩荘のみ応募があり、3施設については応募がありませんでした。また、南郷地域では、2施設とも応募がありませんでした。

なお、応募がありました10施設については、12月議会定例会において議案を提出する準備を進めているところであります。

続きまして、事業者の応募がなかった5施設に対する今後の再公募の進め方についてご説明

いたします。

次のページ、資料1-2をご覧ください。

指定管理施設再公募にかかるスケジュール（案）についてご説明いたします。

初めに、表の上段をご覧ください。

今議会全員協議会終了後、再公募の周知を行い、説明会、募集期間を設け、指定管理者、候補者選定委員会の事前会議、審査、指定管理者候補者への内定通知、事業者の同意などの手続を経て、4月からの事業運営に間に合うよう候補者の選定作業を進め、2月に議会臨時会の開催をお願いし、議案提出へ向けて進めてまいります。

続きまして、再公募で申請なしの場合ですが、花木の宿、窓明の湯、きらら289など、温泉関連施設と高畑、南郷の2つのスキー場に分けております。

温泉関連施設につきましては、表の中間にありますように、12月の募集期間に応募がなかった場合、1月に事前会議、検討会等を経て随意選定を行い、4月からの事業運営に間に合うよう候補者の選定作業を進め、2月に議会臨時会の開催をお願いし、議案提出へ向け進めてまいります。

続きまして、スキー場につきましては、表の下段になりますが、今シーズンの運営結果を見ないと、次期シーズンの指定管理者に手を挙げられるか分からないという状況も想定されますので、次期シーズンに間に合うよう、遅くとも6月議会定例会までには候補者を選定できるよう作業を進めてまいります。

なお、再公募に当たり、前回、指定管理者の申請には公募説明会への参加を必要としておりましたが、今回は都合により説明会へ参加できない場合は、随時担当者より説明する旨、また、指定管理期間について、指定管理者が指定管理期間内に解除しようとするときの要件を再公募の周知に追加することといたしました。

以上、説明とさせていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 それでは、これよりただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます

質問、ご意見等ございませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 応募のなかった施設に関して申請を予想されるような業者等、会社等々打合せというか、そういったものを行っているのか、そういったことについて伺います。

また、もう1点、申請なかった理由についてどのように分析されているか、伺います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

申請のなかった事業者との打合せをされているのかということでございますが、今回、1回目の申請でございますので、現時点では踏み込んだ話はしてございません。

それで、今回、応募がなかった施設についての理由ということですが、私のほうで把握している中身についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、現指定管理者である共立メンテナンスが管理しております小豆温泉花木の宿、それから窓明の湯、この2施設については、指定管理者のほうから昨今の経済状況、さらには少雪の影響、そして今年に入ってコロナウイルスの影響ということで、非常に営業状況に重大な影響が出ているということで、共立メンテナンスからは、実は今後受けるのであれば、指定管理料の検討をいただけないかという話をいただいておりますが、最初の公募の段階では、指定管理料を計上して公募するということはできないということでございまして、共立メンテナンス側としては、これまでの運営状況、今後の運営を踏まえると、現在の指定管理の話では厳しいのかなという印象で受けております。

それから、高畑スキー場、きらら289を運営しておりますマックアースリゾート、ここは実はこのページの右のほうにありますが、株式会社マックアースリゾートが会社名変わります。新聞にも出ていたんですけれども、株式会社DMC a i z uということで、猪苗代町出身の社長さんが経営されるI S フォールディングスという大きな経営の傘下に入るということで、組織はそのままなんですけど、会社名と代表取締役が代わるというお話をいただいております。

その中で、マックアースリゾート福島さんは、スキー場という高畑スキー場以外にも猪苗代町で事業展開しております。やはり昨年来の少雪の影響、それから今後のコロナの影響、そういうところから、マックアースリゾート福島については、福島県内からの事業の撤退を考えていたということで、内々縁故のある会社に経営を委ねたいというふうに思っていたようでございます。その情報は、新聞に出るまで我々のところには全く入って来ておりませんでした。それについては、やはり会社の機密事項に当たるので公表してからの報告ですということで、取締役のほうからの説明を受けました。

この2つの施設については、やはり会社本体のご都合だということでお聞きしております。

なお、DMC a i z uという新しい運営の社長さんもお挨拶に見えられたんですが、そのときの話としては、この冬、高畑やってみてできそうだとということであれば、検討したいというふうなお話をいただいております。

それから、南郷スキー場のみなみあいづでございますが、これは昨年のシーズン、今シーズンと町から運営費補助金ということで予算計上しながらやっておりますが、昨年も相当雪不足で影響が出ているという状況下の中で、現時点では指定管理者に手を挙げることはできないというような判断に至ったということで話は聞いております。

今、我々のところで持ち合わせている情報は、そういったところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今日は全員協議会ですので、賛否等ではないんですが、ただ、南郷スキー場に関しては、さゆり荘が現在新規に建てられておりまして、当然冬場の経営を考えれば、南郷スキー場も当然営業していかなくては、採算取れないのではないかなというふうに考えております。

そういったことから、今回、共立メンテナンスとマックアースリゾートがそれぞれ、これまで町の方針では競争による相乗効果といいますか、競争によってより高め合っていくんだというような考え方でしたが、昨今の経営状況であったり、コロナの関係でそれが非常に難しくなったということで、第三セクター運営、また、この観光施設を運営するに当たり、やはり方針を変えていかないとなかなか時代にそぐわないのではないかと非常に危惧しておりますが、町の考えはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでも、そのことに関していろいろ議論あったわけでありましてけれども、具体的な対応ということで、町としては今までのような対応を取らせていただきました。地域の皆さんとも話し合いをさせてもらっているところでありますけれども、少雪、そもそもの時代の背景があって、そこに少雪があって、そしてコロナということなんで、三重苦といいますかね、そういう中でのことでありますけれども、これからの将来考えたときに、町としてはこれが続くのか、どこで終わるのか、その辺についてもしっかりと判断するものであると思うし、でも私としても、これまでも住民の皆さんにいろいろ町の考えも示させてもらったり、そしてまた住民の皆さんの状況も把握した中で、そして話し合いもさせていただくというふうなことで説明してまいりました。

ですから、基本的にはそのような考え方でいきたいと思いますが、どこの自治体もこのような状況の中でいろいろな判断される分あるかもしれませんが、私としては時代の背景とそれから推移と将来性、そこら辺を十分検討した結果の中で、町の考えも示しながら、町民の

皆さんにもいろいろな意見をいただいて、そして妥協点を見いだしていきたいと、そのように考えています。

ですから、今から結論をどうのこうのではないんですけれども、でもやはり町としての考え方もある程度方向性を出していかないと駄目なのかなと。

ただ、私としては急激なこのような厳しい状況でありますので、町がある程度頑張れる分は頑張って、そして皆さんも頑張れる分は頑張ってください、そしてなおかつまたいろいろ厳しいところがあれば、皆さん方にもいろいろその課題を検討していただくようなことになろうかと思えます。

ですから、そのような中で、今指定管理者ないということでもありますけれども、今副町長から話がありましたように、私としても、スキー場は今年の運営状況を見ながら、私どものやり方も見てくださいというような業者、業者といいますか、そういう方もいらっしゃるものですから、その辺も踏まえた中でこの推移を見ながらやっていきたい。

まだ直接私も話はしてない分もありますが、今の状況の報告ですと、スキーの反応も今までよりいいのかなというふうな、そのこともございますし、それから本当にGo Toキャンペーンがこのような状況でございますけれども、この影響で宿泊施設がそこそこ利用者が増えてきているというふうな状況もございますので、今現時点ではこのような状況でございますけれども、町としてその辺も見ながら判断していく必要があるだろうと思えます。

中長期的にはまた別な考えになるかもしれませんが、そのような考え方を基本的に町としては進めていきたい、そのように考えております。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 先ほど南郷スキー場の管理のことで、運営費補助金という表現をしてしまいましたが、これについては、雇用対策の補助金の誤りでございましたので、訂正をさせていただきます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 観光事業に関しましては、これまで村営であったり、町営であったり、直営から第三セクターという道を通ってこれまでやってきました。

しかしながら、どうしてもこういったコロナも非常に大きな影響あるわけで、政治判断に委ねられるという部分が今大きいんだろうなと思えます。当然住民の皆さんの期待もあることから、それに関しては理解を示すものの、一方で、やはり今町長おっしゃったように、経営判断という部分、時代の背景等見据えながら長期的な計画を立てるとか、戦略を立てるとかやって

いかないと、非常に難しい部分もあるんだろうなと思います。

一方で、我々はどうしても政治判断のほうに着目しがちですが、一方で冷静な判断というものも非常に必要ではないかと私は思いますので、その準備を進めていただきたい。役場内、庁内でやるばかりですと、どうしてもやはり残したいと、当然そうなります。

しかしながら、発展的にどうやって残していくんだ、どう経営を変えていくんだ、どういう組織が必要なんだ、そういった新たな手を打っていかないと、これはずるずる行くばかりで、このコロナの収束見えないのと同じように進むしかない。そういったものに、我々の運命とか未来を委ねるとするのは非常に危険だと思いますので、ぜひそういった第三者的なご意見であったり、経営判断ができるようなそういった組織等を組織するべきではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでも第三セクターに関しましては、経営検討委員会、そういうものも開かせていただきまして、そして提言もいただきました。その方向性をどのようなことの観点で議論するかということも大きなポイントになるかと思っておりますので、ただ、プラスマイナスだけなのか、地域貢献も見なのか、あるいは地域との関わり方をどう見るのか、今後の将来性をどう見るのかということいろいろな要求があると思っております。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、このような状況、あまりいい状況ではありません、いずれね。ですから、そんなことも踏まえた中で、町としても皆さんにも説明する、そして意見もしっかり聞く、そして判断していく必要が出てくると、私はそのように思っています。

これは、私たちの町ばかりじゃなくて、このような状況の中でやっている全国的な流れもありますから、その辺は当然町としてもしっかりした情報の収集と、それから皆さん方にもしっかりした説明をして、そして判断していくことになるろうと、そのように思っています。

ですから、そういうふうになってからまだ10年近くかかるわけでありましてけれども、いずれにしましても、そのようなことを踏まえた中で、町として判断していきたいと、そのように思っています。

○9番 大桃英樹議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 会津高原南郷スキー場、株式会社みなみあいづで、昨年、雇用対策と銘打って補助金を支出しました。指定管理料と雇用対策補助金との違いをちょっと説明していただければありがたいと思います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

雇用対策補助金と指定管理料の違いということでございますが、昨年それまで経営してきたところが撤退する。その際にどうしても地域の雇用を守らなければならないということで、みなみやまにお願いしまして、当時みなみやまですね、お願いして雇用対策補助金という形で残したということになります。

あくまでも補助金と指定管理料の違いなんですけど、町が主体となって実施する場合、それが指定管理ということでお願いします。補助金というのは、あくまでも主体が、実施主体のほうでこうしたいというのに対して町が補助するというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 通常補助金という規定を、国はどのように定めているかご存じですか。

[発言する者なし]

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 分からなければ分からないで、今のところは後で調べてみてください。

私が理解する補助金というのは、つまり一過性のものではないんですね。私が直接、あるいは間接的に関わりを持ってこれまで県や国の補助金の取得をした事例がありますが、その場合は継続的な追跡調査というのがあります。普通そう考えると、株式会社みなみあいづは町出資の会社ですよ。しかも、雇用対策と銘打って補助金を支出した会社が応募しないという、ここに私は支出した補助金がどのように使われていたのか、つまり補助金効果があったのかないのか、ここを精査したことはありますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

雇用対策補助金ということでございますので、そこでの雇用実績に基づいて補助金を出したということでございます。その効果ということでございますが、あくまでもその地域の中での雇用が守られたということで考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、今期のスキー場にいわゆる応募をしなかったということは、その雇用は現段階ではいわゆる守ろうとする意思がないというふうに理解していいんですね。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 守ろうという意思がないということではないと思います。やはり町からの雇用対策の補助金があって、この2か年やるということで調整を進めてきたわけですが、今後、それが今のところ出さないという方針で公募しましたので、そこが見定められないと、または今後の入込みなり、運営状況を見定めないと、事業者としては最初の応募では手を挙げられなかったのではないかとこのように判断しております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ということは、つまりある企業が指定管理者からいわゆる脱退をすると、抜けると、それでは雇用対策困るので、では、現在ある、当時はみなみやま観光株式会社だったのかもしれませんが、引受けをしましょう。それを引き受けるに当たって、いわゆる経費的な支援が必要だと、あるいは人的な支援も必要だということで、町がそれなりの拠出をし、支援をしたと。こういうことですね。それを、もしそうだったとすれば、それを踏まえて、今回の会津高原南郷スキー場については、そういう状況を勘案した上でのいわゆる応募条件というのを出すべきだったんじゃないですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 公共施設の、観光施設も含めてですが、一括公募ということで、これまでも指定管理料なしで公募していたという状況がございますので、第1回目については、管理料なしと、今後、万が一最終的に応募者が出ないということであれば、指定管理料なり、また、雇用対策の補助金なり、そういったものを交付してまでも残す必要があるのかどうなのかということは今後詰めていく必要があると。現時点では地域に携わっている、勤めていらっしゃる方もいますので、町としては継続すべきだということで、公募しながら次の段階で最終的に事業者の方が現れない場合は、その辺も含めて話し合いをして、議会の皆さんにもご説明をしながら継続の道を図っていきたいと、このように考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 当局がなかなか苦しい状況の中で、いろいろと思慮されているという、そういう予想はつきます。でも、いわゆる町からの支援というのは、言わずとした町民の貴重な税金ですから、税金ですから、あるいはそのお金は、もしそこに拠出しなければ他の行政サービスに向けられるお金なんです。

確かに、雇用対策大事です。でも、先ほど大桃議員からも話がありましたように、社会的な構造が変わってきている、あるいは気候変動が起きている、こういうことに着目しながら、雇用対策はスキー場でなくても冬場、それに代わるものがあるのかないのか、あるいは地域の資源をどういうふうに使って雇用を導き出すのか、このところをじっくりとこの機会に検討されたい、いただきたいとこうお願いしておきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 今、4番議員のいろいろご意見お伺いしまして、私も基本的にそう思います。先ほどもそういう思いの中で9番議員の質問に、質問といいますか、話に私も答弁させていただきました。

ですから、ただ、それをいつの時期かということが問題になりますけれども、やはり今のうちに、先ほども三重苦といいました。そういう中で、息の根を止めるようなことは町としてはできない。それに代わるものも当然あると思うし、また、見つけなければならない分も出てきます。

ですから、そういうことも含めた中で、時間をかけた中で、私としてはしっかりこの対策をしていかなければならないと思っています。これがずっと続くようであっても、仮に途中で状況が変わるにしても、それなりの検討を加えて、そしてしっかりとしたこれからの将来性のある第三セクターといいますか、地域おこし、これらの活性化を進めていく必要があると、そのように考えておりますので、その点は十分踏まえた中で、町としても検討していきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今お話いただいたのはよく分かりますが、あまりにも漠然としていて、私たちはどちらの方向に進むんだか分からないんですよ。時期はいつだか分からない。それは分からないです。でも、南郷スキー場からマックアースリゾート福島が撤退をするときに、考えなきゃいけない、そこから既に着手すべきだと私は思います。

つまり、第三セクターといいながら、町出資1社が出資者の場合はいろいろな意見が出てこない。どうしても行政的な政治的な判断が主流となるんです。このところをもう少し考えて、今後の対応をしていただきたいということです。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでも町の第三セクターの施設等は、それぞれの会社の中でやってまいりました。そし

て指定管理者の公募ということで、マックアースであったり、共立メンテナンスであったり、いろいろ応募していただきまして、これまでも運営していただきました。また、そこでまた状況が変わったということでもありますので、変わったからすぐというんじゃなくて、その状況をどうということなのか、先ほども理由は申し上げましたけれども、いろいろな社会の状況も幾重にも変わっている中で、そこで本当に正しい判断ができるのかということも、ひとつ大事な要素になってくると思いますので、その辺も踏まえた中で地域の状況を踏まえ、そして地域の皆さんの意見も、皆さん方と話し合っ、そして町としての方向性をしっかり示して、今後行くことが私は大切だと思いますので、若干時間が必要だと、そのように思っています。

ですから、今すぐやめるとか続けるとか、そういうものじゃなくて、皆さん方と理解してもらえような方向性をしっかりと示した中で判断していければなど、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 どうもこの議論にかみ合わないんですが、過去を振り返ること大事ですよ。原因があつて結果がある。では、その原因はどこから発生したのか、どの時点で原因がつくられているのか。そしていろいろな社会状況の変化、町長がおっしゃるとおり変化していますよ。変化するのが常ですから。でも、それをいろいろな情報を得ながら、あるいはいろいろな経験者、あるいは専門家等の知識を得ながら予見をしていくというのが、方向性を示す上でとても大事なんです。

つまり、予見が外れるか当たるかはまたそれは分かりませんが、予見をしながらこの財政を回し、雇用を立て直し、あるいはこの対策をし、様々な行政サービスをしていくということが政治にとって必要なんです。こここのところをせつかくこういう考える時期が来たわけですけども、ですから、ここで考えて、場合によたら大いに議員を利用してくださいよ、使ってくださいよ、そうしてやりましょうよ。相談されたことは、私のほうでは一度もありません。これから相談してください。町も大事な事業ですから、お願いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 この第三セクターのいろいろな事業、その当時、合併前の持ち寄った事業の中で来ているわけですね。でも、もう40年以上たっているものもございますし、そうした中でかなり変わってきています。ですから、合併した時点からもう既に変わっているような状況にはございますけれども、でも、やはり地域にとっては、そうは言っても重要な事業であったことは確かであります。

ですから、その辺は十分踏まえた中で、そしてここに来てばたばたとなった中で慌てて判断するのではなくて、しっかりと方向性は皆さん方と話し合いをした中で、そして町として説明もして、そして将来の、今現時点の解決と、それから将来の町の方向性を示していきたいと、基本的にそのように考えておりますので、言葉の違いはあるかもしれませんが、私としては言っていることは一緒だと思っています。

ですから、今、今年度で判断するのか、来年度になるのかということにはなろうかと思いますが、年度は分かりませんよ、ですけれども、そういうふうな中で、ある一定の手順は踏んでいくと。そして皆さん方にしっかりそういうのを分かっていた中で、私としてはこの対応を考えていきたいと思えますし、そしてまた分かってもらえるように、町の対応も考えていきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 分からないから聞いているんですが、この問題は、今日は全員協議会なので、問題の要点については私なりに抽出することもできましたので、次は別な機会に、一般質問等の機会にまた審議を深めたいと思えます。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ちょっとまずお聞きしますが、応募者数が1社というのは、今やっている指定管理者というふうに理解していいのかというのが、一問一答ですから、それでよろしいんですか、そういう理解で。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 応募者1社というのは、現在、指定管理を受けている会社が応募していただきました。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応そうしますと、会津山村道場2社というふうになつてくるんですが、これはどことどこなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

会津山村農場につきましては、この表にありますように、2団体の応募でございました。1

社が株式会社みなみあいづ、もう1社がNPO法人森の会という団体でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 あと次に、小豆温泉花木の宿、小豆温泉窓明の湯、これ保養所という形で、これの保養所のほうはこれも指定管理料はなしということで公募をされたんですか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○羽染正巳伊南総合支所長 お答えいたします。

小豆温泉花木の宿につきましては、指定管理料はございませんが、窓明の湯につきましては、保養所でございますので、指定管理料を入れて公募しております。

〔「300万円、金額は」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そうしますと、一応先ほど来スキー場のほうは、先ほどの説明の中で状況を見ながら、そして少なくとも今回、今年度については、3月末までにはいろいろ支援関係が入っていますから、そこは当然責任を持ってやられるだろうというふうに思うんですが、この小豆温泉花木の宿の状況については、どのような認識をされているのかお聞かせください。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 お答え申し上げます。

花木の宿でございますが、やはりこれは伊南地域にとって欠かせない役割の施設、また、地域での雇用を守っている施設だということで考えておりますので、公募、応募者がなかったから4月から休止ということには簡単にいかないだろうというふうに思っております。

再公募した上で、それでも事業者の手が挙がらなかったときには、随意選定という形で協議を進め、今後の対応を考えていきたいと、このように思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 私は、スキー場のほうは、すごく今町のほうからの、執行部側の説明で一応一定程度理解をできました。ぜひこのところは、今年は少雪というか、そういう自然条件等がないのを今としては祈るしかないなというふうに私自身は思っていますが、花木の宿の関係からすれば、そういった何というかな、状況的なものはどんな運営状況なのかというのは、町としては捉えておるんでしょうか。よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○羽染正巳伊南総合支所長 お答えいたします。

花木の宿の入込み等の実績ではございますが、令和元年度については約4,940人の入込みで、

これにつきましても、新型コロナウイルス感染症によるキャンセルであったり、秋の行楽シーズンの天候不順等も加えまして、平成30年度比較で80%、81%程度の入込み状況でありました。売上げ的にもそれに比例しまして、78%程度の厳しい状況になってございます。この花木の宿につきましても、温泉施設であり、先ほど副町長も申し上げましたとおり、雇用の場を守る部分、それと唯一といいますか、重要な観光施設であるというふうに捉えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 もう1点、南郷交流促進センター、道の駅きららの関係については、どのような経営状況に今あるのか、状況をつかんでいただければお願いします。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 答えいたします。

道の駅きらら289であります。令和元年度の入込みで申し上げますと、温泉利用で4万5,707人となっております。平成30年度4万8,778人でありますので、94%程度になっております。これが令和2年度になりますと、コロナの影響で4月から6月までの営業が非常に少なかったということで、さらに9月シーズンまでにつきましては、相当な落ち込みがあるという状況でございます。

10月に入りまして、若干、若干といいますか、かなり持ち直した部分があるんですが、令和2年度シーズンは非常に厳しい状況でございます。

支出につきましても、令和2年4月から9月の収支で申し上げますと、半年で約720万円の赤字というような状況になってございます。

平成30年度シーズンは収支のバランスもほぼ取れておりましたけれども、令和元年度が少雪、コロナの影響で赤字となっております。

令和2年度シーズンにつきましては、非常に厳しい状況であるということをご理解をいただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 道の駅きらら289についても、コロナの影響で一応補助金等実施をされたのではないかと、補助金というのがちょっと言葉申し訳ありませんが、さきの対応の中で一定程度そういうのも見たのではないかとというふうに思いますが、それでもその赤字幅というのはすごく大きいというふうな状況でございましょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 令和2年度シーズンで申し上げますと、先ほど申し上げましたと

おり、720万円の今のところ9月までで赤字となっておりますので、町からコロナ対応の補助金が入っておりますけれども、それにしても大きなマイナスということになってございます。

○6番 渡部訓正議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 先ほど町長が三重苦と言われましたが、私はすごくそれ以上に懸念しているのが、施設の老朽化です。これ公募するのに当たって、施設が相当私は老朽化しているんじゃないという推測しているんです。

例えばきさら289もそうですが、私の聞いた話だと、12月に結構な修繕するんじゃないかなという話も聞いています。花木の宿も、相当ボイラー関係大分ひどいという話も聞いています。その中で、本当にこの老朽化した施設の中で、指定管理する人がいるのかなと私は感じているんですけれども、そこら辺の把握はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○羽染正巳伊南総合支所長 お答えいたします。

花木の宿につきましては、平成9年からやりまして20年以上たっている施設でございます。大規模修繕、お風呂の、浴室の大規模修繕等々行いまして、現在も計画的に修繕等が出ておる状況でございます。議員言われました部分的についても、老朽化の部分については、計画的に改善しながら指定管理ができるように進めていきたいというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 議員からご指摘のありましたきさら289の12月からの修繕についてお答え申し上げます。

きさら289につきましても、老朽化施設となっております、大規模修繕の必要性あると考えておりますが、12月からシャワー等の給水施設関係の修繕を温泉施設のほう休業いたしまして、大規模に修繕をする予定となっております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 やはりそういう面からも考えて、雇用の確保ということも大事だと思います。だけれども、これこのまま修繕と指定管理料を払いながらということになってくると、本当にこの町大変なことになると思います。どこも同じだというふうに、先ほど町長言われました。だけれども、考えてみますと、例えばこの南会津郡の皆さん、ダムという打ち出の小づち持っています。南会津町は持っていません。そもそもそのスタンスから全然違ってくると私

は思います。どこも同じだと言われますが、私はちょっとその認識は甘いと思いますので、ぜひそこら辺の維持管理、総体的なことも考えて、これから判断が必要ではないかなと私は考えますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

どこも同じだというその端的な捉え方、あなた、間違っています。議員、間違っています。

〔「ああ、そうですか」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 そういうことを言ったつもりは全くありません。このような状況はどこも同じような状況があるということですので、状況ですから、コロナ禍とか、例えばスキー場持っているところはスキー客が減っているし、全国的にそうですよ。ですから、マックアースさん撤退されたのは、東北地方から全て撤退されるみたいですし、そして関西地方だけで営業するというふうな話もされていますから、そういう話の中で、私どもはそのように捉えています。

ですから、決して財政から何からみんな同じだと言っているわけでは全くございません。私どもは、それなりの財政あります。確かにダムをいろいろなかわりに、また私どもは皆さん方よりも逆の意味で別な税収が入ってくるものもありますから、ですから、そういうことを町の状況を踏まえた中で、町としては今後の財政対策も、行財政改革もやっていく必要があると、そのようにも思っています。

ですから、この施設の老朽化、これを修繕しながらやることは大変だと、こう言われますけれども、物を建てれば当然1年1年、あとは1日1日老朽化していくんですよ。ですから、そういうことも踏まえた中で修繕を加えながら、先ほども支所長が答えましたけれども、できるだけ使いやすいうように、そして安全な対策もしながら、そして雇用を守りながら施設の維持管理をしていくということが大事になってくると思います。ですから、そういうことも踏まえて、総合的な判断の中で、これまでもそういう意味では、町としては、私としては判断していく必要があると、そのような思いで話もさせていただきました。

ですから、必要に応じては、いつの時代かにはやめたり、あるいはまた状況が変わってどんどんよくなったりするかもしれません。ですけれども、今の状況ですと厳しい状況には変わりないですから、その辺も踏まえた中で、私としてはしっかりその辺も踏まえて、そして判断していければなど、そのように思っています。

ですから、これをずっと永遠と続けるとか、そういうことではなくて、当然改善を加えながら、そして対策をしながら、この事業を進めるものは進める、そして改善するものは改善する、

やめるものはやめる、続けるものは続ける、そのような判断になろうかと思えます。

○2番 馬場 浩議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、この1番の町有観光施設等の指定管理者公募状況についてを終わります。

次に、2、新型コロナウイルス感染症対応補正予算についてを議題といたします。

説明事項、(1)居宅サービス利用高齢者等PCR検査費用助成事業の説明をお願いします。

健康福祉課健康増進係長。

○丸山英司健康福祉課健康増進係長 健康福祉課健康増進係長の丸山です。よろしくお願いいたします。

私からは、資料2-1、居宅サービス利用高齢者等PCR検査費用助成事業についてご説明申し上げます。

この事業については、国の事業である新型コロナウイルスの流行化における一定の高齢者等への検査助成事業を活用して実施いたします。

初めに、事業の目的でございますが、高齢者は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクが高い特性があり、仮に感染した場合には死亡例の増加、重症者の増加とそれに伴う医療供給体制の逼迫につながる可能性があります。

居宅サービス施設においては、県外に居住している家族が帰省してきた場合など、感染症予防の観点から、一定の期間利用を自粛いただく対応を取っている施設もありますので、ショートステイやデイサービスの居宅サービスを利用する高齢者に対して、PCR検査に要する費用を助成することによって、居宅サービス利用者の精神的、経済的な不安の解消を図ると共に、居宅サービスの施設における感染拡大の防止を図ることを目的とします。

次に、助成対象者であります。ショートステイやデイサービスなどの居宅サービスを利用する新型コロナウイルスの感染症状がない65歳以上の高齢者で、次の2つの理由にありますように、1つ目が、県外や感染流行地域から帰省された家族と接触した。2つ目が、本人が2週間以内に県外や感染流行地域へ移動した。この2つにより居宅サービスの利用を自粛せざるを得ない方のうち、検査を希望する方とします。

次に、助成対象経費については、PCR検査のための費用とし、個人負担金の徴収は行いません。事業の期間については、令和2年12月より令和3年3月とします。助成の費用は1人

1回とします。

次に、予算計上額でございますが、まず歳入になります、国の基準単価が2万円で、補助率が2分の1、検査対象者を80人とし、国庫補助金として80万円の計上となります。

歳出については、PCR検査費用が1件3万円で80人を想定していますので、PCR検査費用助成金として240万円の計上となります。

以上、説明を終わります。

○室井嘉吉議長 それでは、これよりただ今の説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 何点かお伺いします。

まず、検査の方法と申しますか、検体採取必要かと思いますが、医療機関とどのような連携を行うのか、例えば自らデイサービスに通っていらっしゃる方が、病院まで行かなくちゃならないのか、それとも何らかの機関が検体を採取に来てくれるのか、それについてまず伺います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

検査の方法についてですけれども、まず、町内の医療機関の皆様、郡医師会加盟の医療機関と契約を町が結ぶというところから始まります。デイサービス利用の方で、先ほど言いましたように、県外感染地域の方が接触した場合というふうに考えますと、その方からの申出をまず私のほうにさせていただきまして、そうしますとこういった医療機関を、かかりつけ医があれば、かかりつけ医のほうにご相談をしてくださいということではございます。町にはもちろん申請書というふうな形のものを提出していただきます。

今のところ考えているのは、医療機関のほうに出向いていただくことを考えているんですが、ちょっとまだ医師会のほうと深いところまで調整が済んでおりませんので、中にはそういった足がない方、なかなか移動が難しい方もいらっしゃると思いますので、そういったところも検討していきたいと思っております。

一応PCR検査の唾液検査を想定しております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 恐らく居宅サービスを受けられている方で、不安の方多いんだろうなと思います。その不安どこから来るかというと、やはり介護事業者が東京から息子さん、娘さ

ん来られた。そうすると、県外ナンバーの車が止まっていて、近所からどうなっているか問合せがあったりして自分が不安になってしまう。果たして自分がデイサービスを受けていいのかということに対しても、不安になってしまう。そういったことから、こういった事業が考えられたのかなと思いますが、やはりそういった理解必要ですし、不安の解消というのは非常に必要ですので、非常に有用だと思います。

しかし、一方で、この対象を80人、80回ということなんですね。つまりね。80人しかできない。ということで、これから年末年始もごぞいます。また、月に何回か往来される方もいらっしゃるのではないかなと思うんですね。まずはその対象者の把握という部分で、こういった居宅サービスを受けている南会津町民どれぐらいいらっしゃるのか、伺います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

対象者の把握ということで、今現在、町内のデイサービス事業者、事業所が9か所ございまして、利用者の登録者数ですが390人ということで、9月現在ですが390人となっております。

また、短期入所のショートステイのほうでございまして、4事業所がございまして、要登録者数が132名ということで、これも9月現在ということになっております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 そうしますと、この予算考えられた80人というのは、どのようなことから算出されたのかということについて伺います。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 答えいたします。

80人の根拠というところなんですけれども、本事業が先ほどご説明しましたように、国からの補助事業として町が実施するものでございます。国の予算が51億円ということで、予備費を充当して国の予算がつくられました。県への配分が8,300万円ということになっております。さらに、町への配分額の目安というのが示されまして、こちらが89万2,000円というふうな数字でございました。

そういったところから、80人、1人当たり1万円の補助になりますので、80人前分ということで予算計上しました。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 理解しました。

一方で、不足するのではないかと、これどういくのかということをも分推移を見計らいながら、

来年度予算につなげていくような考え方なのかなと思います。PCR検査もそうですし、ワクチンについても、今後開発が進んでいくことに従って、では、どうやって費用負担をやっていくのか国がやるのか、町村がやるのか、そういうことが出てくるので、そういった経緯を見計らいながらやっていきたいという考え方なのか、必要あれば町単費でも行っていく考え方なのか伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、健康福祉課長のほうからその根拠といいますか、説明がありましたけれども、これら、この後のこともいろいろありますけれども、どのように推移するか分からない中で、町としての今の現状を皆さん方にやはり協力してもらいながら、状況を把握した中でそういう緩和策といいますか、町としては対応していきたいというものでありまして、十分かどうかは分かりませんが、大体このくらいのことがあればある程度、国のほうの予算もこの場合はございますけれども、そのような考え方の中でこの事業を当面組まさせてもらったし、その説明をさせていただいています。

今後どのようになるかということ、これは当然誰も分からないわけでありまして、そして今利用されている方が全てこの該当者になるとも限りませんので、その辺も踏まえた中で町としての対応を、今後、また皆さん方にご相談、説明申し上げるようなことになるかなと、そういう事態もあるかもしれません。

そしてまた一方で、今現時点ですと、私も医師会の先生と細かい具体的な詰めまでしておりませんが、いろいろ話をさせていただきました。やはりいろいろ、物すごく多くなると問題だというんですね。ですから、どの辺まで広げたらということも相談させていただきましたけれども、ですから、医師会の先生方が対応できる範囲というのは、どのくらいかということも我々は考えなきゃならないんで、ですから、ある意味これがぼんぼん出てくるようであれば、やはり医師会の先生方しかタッチはできない分もあるものですから、その辺も踏まえてもちろん相談しながら、そして町としても、皆さん方にも理解してもらうような、協力をお願いするようなことにもなろうかと思います。

これまでも、よそから来られた人が家族にいた場合は、介護施設では受け入れられないというようなこともありましたものですから、やはりお互いの介護される人も、介護する人も気持ちの何といたしますかね、落ち着いてそういう施設を利用できるような、そういう対策をするのが役割だと思っていますので、そういう意味で取りあえずこの数字を今のような状況の中で

予算を計上させていただきました。

ですから、今後その推移をみながら、また町単独になるのか、あるいはまた別な補助金、あるいはいろいろな財源が見つけられるのか分かりませんが、そのような利用される方、そして心のケアと介護の、安心して介護を受けられるような、そのような対策を町としてやっていければなど、そのように考えております。

ですから、この流れによっては、当然また補正予算なり何なり、新しい事業なり、来年度そういうのを組みざるを得ないかもしれませんが、そんなことで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○9番 大桃英樹議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで（１）居宅サービス利用高齢者等PCR検査費用助成事業についてを終わります。

次に、（２）稲作農家緊急支援事業補助金、（３）そば農家緊急支援事業補助金の説明をお願いします。

農林課農政係長。

○藤沢一彰農林課農政係長 農林課農政係長の藤沢一彰です。よろしくお願いたします。

私からは、資料ナンバー２－２、稲作農家緊急支援事業、資料２－３、そば農家緊急支援事業についてご説明いたします。

まず、資料２－２をご覧ください。

稲作農家緊急支援事業でございますが、当事業の目的ですが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、米の需要が大幅に減少し、米価が下落している状況等を踏まえ、経営負担の軽減による稲作農家への生産意欲の喚起を図るものです。

米価の状況であります。背景といたしまして、外出自粛等により業務用米を中心に主食用米の需要が減少しており、令和２年産米の取引価格につきましては、品種や販売先等で幅はございますが、下落が大きいもので承継業者やJAの買取り米価格で1俵60キロ当たり、前年比1,500円程度の下落となっており、この価格で10アール当たり9俵、540キロが採れた場合で試算いたしますと、10アール当たり1万3,500円の減収となる見込みでございます。

さらに、民間の在庫量が増えていることから、来年度以降も米価の下落が懸念されており、米価の安定のためには、農家は主食用米の作付を削減するなど、来年度以降さらに状況が厳し

くなることが予想されております。

このような状況を踏まえ、次期作に向け種子代や肥料、農薬等農業用資材の購入経費の一部として助成金を交付することで、稲作農家の生産意欲の喚起と農業用経営の安定を図りたいと考えております。

補助対象者につきましては、事業実施主体としまして南会津町農業再生協議会を想定しており、農業再生協議会より町内に居住する主食用米を20アール以上作付している農家を対象と考えております。

主食用米には、酒蔵好適米と備蓄米も含むこととしております。

助成の内容であります。令和2年に主食用米を作付した面積から自家消費相当10アールを減じた面積を対象とし、10アール当たり5,000円を交付するものです。

助成金の算定方法は、農家当たりの栽培面積の1アール未満を切捨てた面積を対象面積とし、10アール当たり5,000円の単価を掛け、1,000円未満は切捨てた額を交付する予定であります。

予算計上額は交付対象見込み面積で8万5,403アール、交付見込額としまして4,258万1,000円を見込んでおり、農業再生協議会への振込手数料等の事務経費の12万円を含めまして、4,270万1,000円を計上しております。

続きまして、資料2-3をご覧ください。

そば農家緊急支援事業でございますが、この事業の目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、そばの需要が大幅に減少しており、玄そばの価格が下落している状況を踏まえ、経営負担の軽減によるそば農家への生産意欲の喚起を図るものでございます。

玄そばの販売価格の状況であります。背景といたしまして、外出の自粛等により飲食店等でのそばの需要が大幅に減少しており、国内生産量の50%以上を占める北海道産の令和元年産の玄そばが今年の夏頃から低価格で市場に流通することとなり、令和2年産の玄そば1袋22.5キロ当たりの販売価格が前年6,000円だったものが、本年は半分の3,000円程度で取引をされております。

また、買取り業者等が在庫を抱えているため、買い控えや、さらには外国産並みの非常に安い価格での取引を求めるケースも出ていと伺っております。

また、国の経営所得安定対策では、そばの販売した数量に応じて支払われる畑作物の直接支払交付金、通称ゲタ対策におきまして、そばを栽培しても業者等に販売できないで在庫として残ってしまった場合、その売れ残ったそばは交付金の対象とはならず、さらには令和2年度の交付単価が1袋22.5キロ当たり約1,800円程度の減額の改定が行われたため、玄そば販売価格

の下落と合わせ、そば農家の収入に非常に大きな影響が出ております。

10アール当たり60キロの収量があった場合で計算しますと、10アール当たり玄そばの販売価格で8,000円の減少、ゲタ対策の単価変更により5,000円の減少、合わせまして1万3,000円程度の収入減になる見込みでございます。

さらには、鳥獣被害が急速に拡大しておる中、そばは大きな影響を受けておまして、特に大規模に生産されるそば農家の方は、鳥獣被害対策に追われる一方、収量が基準収入の6割程度まで下落するような農家も出ているという状況でございます。

このような状況を踏まえまして、次期作に向け種子代や肥料、鳥獣被害対策など資材の購入の一部を助成することで、そば農家の生産意欲の喚起と農業経営の安定を図りたいと考えております。

助成対象者につきましては、南会津町農業再生協議会を想定しておまして、農業再生協議会より南会津町に住んでいる販売農家へ助成したいと考えております。

助成内容としましては、まず基本助成としまして、令和2年に販売用そばを作付した面積10アール当たり5,000円を交付するものです。助成金の算定にあつては、対象面積にあつては、農家当たり1アールを切捨て、交付額については、農家当たり1,000円未満は切捨てて交付を予定しております。

さらに、現在、在庫を抱えるそば農家の玄そばの販売価格下落による農家の影響を緩和するため、加算措置といたしまして、11月以降、玄そば1等級、22.5キロ当たり3,000円を下回って取引した場合、3,000円から取引価格を減じた額を1袋当たり750円を上限に加算金として交付を考えております。

予算計上額でございますが、交付対象見込み面積としまして、3万4,963アール、基本助成交付見込額としまして1,750万円、加算措置交付見込みとしまして141万円、再生協議会の振込手数料等事務経費で1万4,000円含めまして、1,892万4,000円を計上しているところでございます。

以上、説明を終わります。

○室井嘉吉議長 それでは、これよりただ今の説明内容について質問、ご意見等ありましたら発言を受けます。

ございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ただ今の説明を聞きますと、お米とおそば以外はコロナ禍の中で生産

者等の所得というか、収入に影響はないと、こういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

そば、米以外の販売の状況について少しご説明をさせていただきたいと思います。

まず、トマトでございますが、トマトにつきましては、平成30年が今まで過去最高ということで、10億6,700万円程度の売上げをしております。昨年度は8億9,900万円でございます、今年度につきましては、今現在9億8,100万円ということで、昨年度より10%程度上昇しているところでございます。

アスパラにつきましては、春先の天候不順がございましたが、10%弱程度の減少という形になっております。

花卉類につきましては、まずカスミソウでございますが、カスミソウにつきましても、対前年比より10%程度の上昇となっております。

リンドウにつきましては、一部夏場にちょっと病気が出たということもございまして、こちらについては減少になっておりますが、さほど大きな減少ではないというふうに感じてございます。

カラーにつきましては、他産地、千葉県産なんですけど、こちらは今年の台風の影響によりまして大きな被害を受けたということで、本町産のカラーにつきましては、高い状態で取引をされたということで、特に大きな影響はなかったということでございます。

スターチスに関しましても、同じようにほとんど影響がなかったというふうに感じてございます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それ以外の主な作柄について大した影響はないということではっておりますが、例えばこういう突発的な事故、あるいは想定外の様々な要因が重なって出てくる、いわゆる生産者が受ける被害というか、これについてはどうしても目に見えるものとか、話題に上るものが取り上げられるんですが、例えばヤオコーに出荷して、ささやかだけれども、それを年金の足しにして生活をしている。こういう方々も現実におられます。しかし、こういう方々が、実は小さい規模かもしれませんが、農地を守っておられる。こういう方々についての調査はしてありますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

個人的な小さい農家に関しましては、特に調査はしておりませんが、直売所等のほうで聞き取りを現在しておるような状況でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 個人的なといいますか、生活は全て個人なんです。ただ、それが業種として1つのまとまりになったり、あるいは連結することによって流通をスムーズにつくったりするんです。元をただせば全て個人なんです。町がよくなるとよく話しますけれども、町がどうやったらよくなるんですか。個人個人の生活がよくなるのが、結果的に町がよくなるということになるんです。

ですから、町の駅にしても、道の駅にしても、そういう方々が農産物を扱いながらどのように生活をし、そこでどのように自分たちのこの苦しい状況やり過ごしていくか、乗り越えていくかということを考えながら、その分析もしてほしいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かにこのような状況の中で、いろいろ調査をしながらしっかり対応していくのが大事なことで、そのようにも思っています。

これは、コロナでも対応ということで説明させていただきましたけれども、少雪でもそうですけれども、やはり大きなところでどうしても目が行きがちは、これは事実でございますが、その対応をどういうふうに、何といいますか、そういう人たちまで、そういう業種まで全てできるかという、なかなか厳しい状況でありますし、そういう意味で、国のほうも一律10万円みたいなものもやったり、いろいろやったと思うんですけれども、町としても、商工関係に関しましては、収入が減った人とか、そういう人が影響ある人には、一定程度の町としての支援の仕方、支援もしたわけでありまして。

ですから、そのポイント的に全てできればそれはそれでいいんですが、そうできれば本当にいいんですが、なかなかできない部分は、総合的な判断の中である程度影響といいますか、そういうふうなことを考えながらやることも1つの私は方法だと思っています。

全ていかなかった、いってない部分も実際あるかと思っています。その辺も今後見定めながら、町としてその辺の対応が本当に必要なかどうなのか見極めながら、これも対策が、これからの流れにもよりますけれども、そういうふうなことも検討していければなど、そのように考えております。

これで終わったと私は思っていないので、今後またどのような推移をするかということも踏まえた中で検討を加えていきたいと、そのように思っています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今どういう理由で、あれどういう実態だから、これだけの支援をするんだ、恐らく国の補助事業ですよ、国の補助事業から外れたもの、これをどうカバーしていくか、拾い上げていくかというのが私は調整だと思っています。

それはそれ考え方はあるでしょうが、私の考え方をちょっと申し上げさせていただきますが、では、なぜ国は1人10万円の給付金を支給したんでしょうか。最初そうでなかったはずですよ、いろいろな意見がありましたけれども。でも最終的に、誰がどう関係するか分からないけれども、1人10万円という給付金をやった。ここにはそれほど細かい論理とか、基準とか、あるいは制約とかがないんです。そういうことも考えて、私はつくってほしかったと、こういうふうに申し上げております。

これについても、これは協議会の方ですのでここよりも深く追求するつもりはありませんが、別な場でももう少し審議を深めたいと思っています。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 販売価格が下落している、米価もそばもそうです。この次の日本酒もそうなんですけれども、確かにこういう補助金、支援金は、一時的にはカンフル剤としていいと思います。ですが、コロナがいつ収束するか分からないこの状況の中で、町独自の私は販売促進の政策が必要じゃないかと思います。これは、町としてはそういうことを考えていますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

確かに販売につきましては、大切だというふうに認識をしております。特に今回、そば対策と米対策を今回提案するに当たりまして、様々な方法をちょっと考えさせていただきました。町内で循環をしながら余ったそばをうまく活用できないかとか、米に関しても同じようなことができないうことであるという点でいろいろ検討はさせていただきましたが、その検討の過程を踏まえて、最終的には今回の対策になったというところでございまして、今現在、販売の強化につきましては、業者さんとか、農家さんのほうにお任せをしているというふうな状況でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私たちの町には、ふるさと会というものがあります。その方、町出身の方というのは、相当全国にいると思います。そういう方を対象に、やはり南会津産の米、そば、そういうものを販売するという視点も必要だと思うんですよ。不特定多数の人にただ市場相手にやるんじゃないくて、これからはやはりそういうつながりのニーズというか、セールス戦略が必要じゃないかなと私は思いますので、これに対しての答えは要りません。ぜひそういうことの戦略も考えていただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 いいですか、回答は。

〔「要らない」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 では、ほかにありませんか。

11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 1点だけちょっとお聞きしたいと思っておりますが、この予算計上されているこの財源、これについてお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 財政係長。

○長谷川祐樹総務課財政係長 お答えいたします。

財源につきましては、これまで同様、コロナ対策ということで、国の地方創生臨時交付金を充当するような形を取りたいと思っております。

しかしながら、さきの議会でも資料とか、お配りさせていただきましたが、町に配分されている臨時交付金は、現時点で5億数千万円というような形になってございます。ここに財政調整基金ですとか、そういった一般財源も足しながらということで事業を行っておりますので、100%ここに充当するという形は取りません。一部というような形になると思いますが、臨時交付金を活用して、あと町の財源も活用しながらということで財源の確保をしていきたいと考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 これ町の財源という回答がございましたが、これは一般会計から出すのか、それとも基金とか何かあってそこから出すのかお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 財政係長。

○長谷川祐樹総務課財政係長 お答えいたします。

まず、財源につきましては、一般会計の予算の中から歳出ということで出させていただきます。

す。財源につきましては、現在、これ11月の臨時会に計上させていただくわけですが、まず、臨時会の場合には、予備費が現在2億円程度でございますので、そちらを対応して充てさせていただくというような形で考えてございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えさせていただきます。

これまでも本当にコロナのこと皆さん方にも答弁させていただいておりますけれども、どこまで続くか分からない、そういう中で財源どうするんだということ、当然あります。私としては、財政とも相談しながら、こういうふうな対策をしたいと、そういうふうなことも今までもしていますし、幸い、豊かではないですけれども、財調でございます。いろいろな基金ございますので、そういうことも念頭に置きながら、今がなければその先がないというような、そういう考え方も持ちながら、今の現状を何とかみんなで力を合わせて乗り切りたい、そのように考えております。

ですから、不十分であればまだまだいろいろな事業を組み合わせたり、補正予算組んだり、あるいは国や県のほうにも要望せざるを得ないところもあろうかと思っておりますけれども、町としては、そういう覚悟を持った中で、これらの今のコロナ、あるいは少雪として厳しい今の状況の中を乗り切りたいと、そのように考えております。

そういう意味で、皆さん方にもいろいろご意見いただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

〔「議長、もう1点」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 11番、高野精一君。

○11番 高野精一議員 これ、国からの臨時交付金というのが、言葉がありましたが、これは当初に来た金なのか、それとも後半に来た金なのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 財政係長。

○長谷川祐樹総務課財政係長 お答えさせていただきます。

まず、臨時交付金という形で2回国から交付がありました。1回目につきましては、1億1,559万3,000円ということで来ました。2回目が3億9,569万6,000円ということになります。

〔「合わせてな」と言う者あり〕

○長谷川祐樹総務課財政係長 合わせますと、5億1,128万9,000円というような形になりま

す。こちらにつきましては、まずは最初に1兆円というお金で、国のほうが予算を組んだ中からこの1億円という最初のもが来ました。その後、国のほうで今度また2兆円用意して追加の交付がありましたので、3億円という形で来ております。これを足した額が5億円なんですが、これにつきましては、1回目、2回目、事業の中身的には変わりありませんので、この5億円を全体で使ってくださいということで来ておりますので、その中で使っていくということなので、1回目、2回目という線引きはないというふうに考えてございます。

なお、1回目の1兆円で約1億円来たわけですが、実は1兆円のうち7,000億円が国と県に配られております。残り3,000億円、国のほうでまだ残っておりまして、その配分が今後、12月以降にあるということなので、もしかしますと、さらに数千万円程度は国からの臨時交付金があると今のところは聞いております。

以上です。

○11番 高野精一議員 了解。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 先ほどの説明の中に、北海道産の令和元年分がこの夏に出たというふうな話がありましたけれども、それはやはり昨年暮れからコロナが発生したり、それが少雪、いろいろな経済的な悪循環の中で消費がなく、計画的に北海道が出したと、夏までもったということではないと思うんですけれども、その辺の事情はどう分析されていますか。

○室井嘉吉議長 農政係長。

○藤沢一彰農林課農政係長 お答え申し上げます。

北海道もコロナの影響で非常に在庫を多く抱えたということで、当地域でも在庫を抱えている農家があったというふうに認識しております。在庫を抱えておっても農家が非常に厳しいということで、北海道の業界で非常に安い値段で業者のほうに売り出したのが夏頃というふうに聞いてございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 分かりました。

先に質疑の中でいろいろ聞かせていただきましたけれども、先ほどの説明にもありました産地交付金、ゲタ対策、これらで私も今年はそばの部分が非常に大変になるのではないかとというような発言した記憶がありますが、今回の10アール当たり5,000円という根拠は、先ほどるる説明していただきました。これらで耕作放棄地が今後上昇しないように、いろいろな部分考え

られたんだと思いますけれども、これらが一番影響する人たちというのは、やはり大規模の業者になりますか、それとも一律でしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

大規模農家も小規模農家もやはり同じような影響を受けるところがあります。特に大規模農家につきましては、やはり経営にかなり響いてくるというような状況もございます。小規模農家につきましても、このまま作付を放棄するというようなことになれば、耕作放棄地の増加にもつながりますので、両方かなというふうに考えています。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 分かりました。

先ほどもありましたけれども、さらに本当に細かい農家さんでもやはり農地を守るということでは頑張っていらっしゃいますので、その辺にも目配り、気配りということ、今の10アール以上の農家の人たちにとっては、すばらしい交付の事業だというふうに考えますので、今後頑張ってくださいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで（2）稲作農家緊急支援事業補助金、（3）そば農家緊急支援事業補助金を終わります。

ここで暫時休憩をします。

再開は午後2時55分とします。

〔「切りが悪いな、3時ぐらいにしてくれよ」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 3時からでいいか、勘定よく。

そしたら、3時まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（４）酒蔵緊急支援事業補助金から（６）飲食店等利用促進事業補助金までの説明をお願いします。

商工観光課商工振興係長。

○大竹政範商工観光課商工振興係長 商工観光課商工振興係長の大竹と申します。

私からは、11月臨議会に新型コロナウイルス感染症対策補正予算として計上しております資料の２から資料の６まで、３つの事業について説明をさせていただきます。

初めに、酒蔵緊急支援事業補助金について説明をさせていただきますので、資料をご覧ください。

この事業は、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、特に飲食サービス業界に対して大きな影響が及んだことにより、清酒の消費量が低下しまして、著しく売上げが減少している町内の清酒製造業者に対し、酒造好適米の買取り経費の一部を助成することによりまして、事業の継続と酒米の生産量の確保を図る事業であります。

資料の中に、事業イメージということでお示しをしておりますが、清酒製造業は米の生産から米の酒の製造、そして商品としての小売り、飲食店に対しては地域の特産品として魅力を発信するというふうなことで循環する産業であります。

こうした農業、商業、工業が循環した循環型産業の中心を支えている酒蔵の支援を行うことによりまして、循環全体の期待も期待できるところであります。具体的な支援の中身につきましては、資料の中段から下に補助対象経費、さらには補助金の額等について記載をしております。

町内の酒蔵は売上げが約３割ほど減少しておりまして、今年の酒の仕込み量も調整しなければならぬ大変厳しい経営状況にありながらも、地域の契約栽培分の酒米の買取りを行っておりますので、令和２年の町産米、限定になりますが、酒造好適米の買取り経費に対し、酒蔵の売上げ減少率を考慮しまして、１袋30キロ当たり2,100円の助成を行うことにより、町の乾杯条例の中でもまちおこし産業として期待をされている清酒製造業の事業継続等を支援するものであります。

予算の計上額につきましては、本年度の酒米の買取り総数、見込み数になりますが、ここから積み上げて、1,100万円の予算を計上したところであります。

続きまして、資料の２－５、大規模飲食事業者等緊急支援給付金について説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

新型コロナウイルスの感染拡大により、行政、民間を問わず大人数が集まる会合であるとか、

イベントは中止されまして、飲食を伴う懇親会の自粛、あるいは小規模化、または会食の見送りが行われてきました。こうした自粛の傾向は現在も続いておりまして、これまで団体客の受入れを行ってきまして施設では、大変厳しい経営が続いているところであります。

この資料2-5にまとめております大規模飲食事業者等緊急支援給付金につきましては、こうした事業の継続に著しい影響が及んでいる大規模な飲食事業者等に対し、使途を制限しない給付金を指揮することにより、施設の維持管理に係る負担軽減と地域社会に欠かせない集会機能を有する施設の維持継続を図るために交付するものであります。

飲食業界の現状をグラフ等でまとめておりますが、本町では懇親会等が集中する3月頃から新型コロナウイルスの影響が出てまいりました。グラフにありますとおり、5月には売上げ減少のピークを迎えたところです。5月25日に全国で緊急事態宣言が解除されまして、小規模な飲食事業者、グラフでいいますと高いほうのグラフになりますが、こちらにつきましては、緩やかな回復基調になる一方で、グラフの低いほう、こちらが大規模な飲食事業者でありますけれども、こちらについては、団体客の減少の歯止めがかからず、現在も売上げ回復は低水準で推移している、このような状況であります。

この間、国や県、町の給付金、様々ございましたが、このほか飲食店向けの応援事業として、割引チケット等の事業等の経済対策、さらには地元の住民の方による飲食店を応援する機運の高まり、こういったものがありまして、小規模な店舗に対しては客足が戻りつつあったところではありますが、大規模な施設を有する事業者につきましては、団体客の利用は回復せずに依然として厳しい経営が続いていると、このような現状であります。

こうした事業の継続に生じている飲食事業者のうち、資料中段の給付金の概要欄に記載がありますが、黒ポツでいう2つ目、概ね20人以上収容可能な床面積で、80平米以上あるような集会機能を有するような施設で、黒ポツの3つ目、これまで行われてきた国の持続化給付金、これは100万円から200万円給付がありました。そのほか県の感染拡大防止協力金、こちらは10万円から30万円、さらには町の応援給付金、こちらは10万円から50万円、こういう給付金を受けても、賄い切れない1,000万円以上の売上げ減少があるような事業者に対して、かつ3月から8月、半年間でありまして、売上げ減少率の3割を超えるという、今なお改善が図れない事業者等に対して、給付金の額の欄に記載しております売上げ減少分に応じた給付金を交付するものであります。

予算の計上額につきましては、施設規模の要件を満たす事業者、町内には9社、11施設ほどございますが、この中で約半数が該当するものとして、合計額で1,000万円の予算を計上さ

せていただいたところであります。

最後に、3つ目の飲食店利用促進事業者補助金について説明をさせていただきます。

この事業は、コロナ禍の中で飲食事業者等が対処すべき内容を業界団体が示した、いわゆる感染防止のためのガイドライン、感染予防対策を講じているにもかかわらず、団体利用が敬遠されている飲食店に対しまして、さらなる感染予防対策の徹底と団体による利用を促すための費用を助成することによりまして、経営の安定化とコロナ禍の中での団体利用の在り方、こういったものの定着を図るための補助事業であります。

具体的な中身であります。補助事業者は20名以上の団体の懇親会等を受入れる町内の飲食店、または宿泊施設等を対象としまして、懇親会費用の4分の1、いわゆる利用者側が代金の割引を受ける分を利用促進補助金として交付し、店舗側が感染予防に対するための経費分を懇親会費用の4分の1として感染防止対策補助金として補助するものであります。

ここで20名以上の団体としている理由につきましては、先ほどの資料の2-5の事業でもご説明させていただきましたが、比較的少ない人数での懇親会につきましては、これまでの応援事業等で客足が戻りつつあり、いまだ回復しないのが団体利用ということになっております。

中でも20名以上のような大人数での利用につきましては、大規模な飲食事業者の売上げ回復に向けては大変重要なこととなりますので、どのような感染対策をすればこのコロナ禍の中でそういうものが開催できるのか、この補助事業を通しまして、団体利用の在り方について定着を図っていききたい、このように考えた事業であります。

なお、宿泊施設につきましては、広間を利用しまして宿泊客ではなくて日帰りの懇親会、あるいは法事等が行われているケースがありまして、対象としておりますが、このほかにも例えば斎場なんかでも法事が行われているケースがございますので、そちらで利用する側がこの支援を受入れないということになると、施設の不公平が生じますので、その辺は柔軟な対応が取れるように制度設計を進めていく考えであります。

ただし、20名以上の団体であっても、政治的または宗教的な活動を目的としたものにつきましては、補助の対象としない、このような方針であります。

最後になりますが、具体的な事業のイメージですけれども、こちらの補助金は町から飲食店側に直接割引代金分の助成を行うことによりまして、店を利用する団体につきましては、申請等の事務が発生しない、負担をかけないような仕組みを想定しております。

懇親会をでは開催する場合、どのようにするのかといいますと、飲食店に事前に予約、何月何日に団体利用をしますというふうな予約を入れていただきまして、懇親会当日につきましては

は、①ということでありますとおり、代金の割引25%ですね、約4分の1ということですから、割引を受けます。その際、団体の代表者の方がそのお店から割引の適用を受けたということを確認する内容をお店に、証明書に記載して提出をします。そうすることによりまして、飲食店側は団体が提出した証明書に、それから団体宛に間違いなくこの金額で受領しましたというような領収書等をつけていただいて、当然割引分の補助金を町に請求をしていただきまして、それを町が直接飲食店に払うというような補助事業の流れを想定しております。

この飲食店等利用促進事業補助金に関する説明は以上になりますけれども、現在、首都圏を中心に第3波と呼ばれるような感染拡大が広がっておりまして、飲食店においては、休業あるいは外出を制限するような強制力のある要請、これは恐らく発令されないんじゃないかと思いつつも、緊急事態宣言が発令されたときのような消費の低迷を大変危惧しているような状況であります。

こうした都市部の動きにつきましては、南会津町のように感染者が拡大していない地域にもやはり影響がありまして、経済の回復を先延ばしてしまうと、こういった要因にもつながるんではないかというふうに考えています。

本日、説明させていただきました3つの事業につきましては、これまで町が、あるいは国・県が行ってきた対策では、支援が行き届かなかった分野に対する追加的な支援ということで提案をさせていただきましたが、今後もコロナウイルスの地域への影響等よく注視しながら、必要な支援策を検討してまいりたいと考えております。

商工観光課からの説明は以上になります。

○室井嘉吉議長　それでは、ただ今の説明内容について質問、ご意見などありましたら発言を受けていきます。

質問、ご意見等ございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番　湯田芳博議員　1つお聞きしたいんですが、町内で生産された、いわゆる酒造好適米というんですか、これが現在酒屋さんで使われているお米の何割くらいになるのか、ちょっと分かれば教えてください。

○室井嘉吉議長　商工振興係長。

○大竹政範商工観光課商工振興係長　お答えいたします。

町内から買上げを行っているまず品種につきましては、「夢の香」と「五百万石」ということとなりますが、こちらは県内でも、県の推奨する酒造好適米として南会津産米が非常にシェ

アを占めているところでありまして、その仕込みをする酒の種類にもよりますが、かなりの割合、高い割合で使用されている。「夢の香」という種類の酒を各酒蔵さんで造っておりますので、そちらに全て使われている。

ただ一方では、大吟醸のような高い特定銘柄酒につきましては、どうしても違う品種のお米を使っているということもありますけれども、「夢の香」の買取り数量につきましては、主力の商品ということになっております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これは後で分かればいいので、農林課かもしれませんが、この割合、数値をかなりという抽象的な表現なので、数値を教えてくださいと思います。

今、気候変動がかなり進んでいまして、「山田錦」が南会津町では生産が無理だと、こういうふうに言われていたんですが、今山形県で「山田錦」が生産されて酒造用に使われています。こういうことで、いわゆる最適米というのが変わってきているので、この辺についての分析もいただけたらありがたいというふうに思います。

次に、引き続き関連するのでお聞きしたいんですが、大規模飲食事業者等の緊急支援給付金なんですけれども、「この概ね20人以上収容可能な80平米以上の飲食を伴う」、これは町内に何軒くらいありますか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

先ほどの説明の中でも説明させていただきましたとおり、町内に11店舗、町のほうで把握しておりますのが11店舗となっております。内訳といたしましては、田島地域に5店舗、館岩・伊南地域に1店舗、南郷に4店舗というふうな内容となっております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それは業種的にはどういうふうになっていますか、いわゆるホテルなのか、旅館なのか、いわゆる飲食店が主体なのか、ちょっと教えてください。

○室井嘉吉議長 商工振興係長。

○大竹政範商工観光課商工振興係長 お答えをさせていただきます。

業種につきましては、田島地域につきましては、飲食店で3施設、そのほか一部斎場が2施設ございます。館岩地域につきましては、会食を伴う法事等を行っている斎場が1か所、それから伊南地域につきましては、宿泊施設でありますけれども、宴会等受けている施設が1か所、

南郷地域につきましては、宿泊を伴う施設であります。宴会を受けている飲食店が2か所、そのほか法事等を行う斎場が2か所、合計で11か所ということになっております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 先ほどの説明にもありましたけれども、いわゆるコロナの感染対策をしっかりとやっていることなんです。ソーシャルディスタンスとか、そういう考え方でいくと、例えば頭でイメージしているものは、20名が参加するということになると、最大で何名収容の施設になりますか。何%というお考えですか。

○室井嘉吉議長 商工振興係長。

○大竹政範商工観光課商工振興係長 答えをいたします。

20名以上、80平米にしているまず根拠のほうからなんです。国のほうから示されております。ソーシャルディスタンス、いわゆる人と人との間を2メートル以上確保することが望ましい。ただし、できない場合は1メートルを確保してください。この2メートルを確保していきますと、20名を収容する場合は、80平米ほど部屋が必要になりますので、例えばこのほかにも飲食店では詰めれば20名入れるようなところがあるかもしれないんですが、町のこのコロナ禍の中で、そういう事業者の支援の在り方としては、しっかりと国のそういった方針に準じたような広いスペースで受け入れるような施設を対象として支援をしたいという考えから、20名、それで1人当たり4平米を確保するというので、80平米の施設を対象としているところがあります。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 先ほどの答弁では、斎場という話がありましたが、斎場でお葬式をした後に弔いをする、あるいは年忌の法要を行う。こういうことも恐らく対象に考えているんだろうと思うんですけども、この場合にどうしても町内以外の、いわゆる親族・縁者等がいると思いますが、それらについての制限等のお考えはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えをいたします。

法事等につきましては、親戚の方とか出席者の住所と申しますか、どこの誰さんというのが明確に分かっておりますので、万が一陽性者が出たという場合には追跡等も可能となっておりますので、町内の方限定ではなくて、そういった方々も補助の対象にしたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 先ほど係長の説明にもありましたけれども、今後、この感染がどういふふうには拡大していくのか、あるいは収束に向かうのか、誰も分からないところでありますが、国も県もそれらに対する対策を今、しようとしています。ある意味では、都道府県知事に任せようという部分もあるようですが、やはり経済を回していくという面では、とてもありがたい、いわゆる制度だと思うんですけども、その際にほかの町村の役場に入ったときに、私は今日集める人数の主催者の代表として、そこに全ての人の1週間の行動計画を出させられました。こういうことをまでして、経済を回そうという慎重さは必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工振興係長。

○大竹政範商工観光課商工振興係長 お答えをさせていただきます。

今回、このような団体利用を推進、あるいは支援していく上では、万全な体制はやはり必要だろうというふうに私どものほうでも考えております。

ただ、国のほうの外出産業のガイドラインの中を見ますと、そこまで全ての方の住所であるとか、あるいは1週間以内の行動経過等記録するようなどころまでは踏み込まれてはおりませんが、主催する団体側の代表者の方に対して、全ての方の住所、あるいは連絡先、または最近の行動の確認等お願いすることは可能だと思いますので、そのような形の対応はできるかというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 私のほうから補足させていただきます。

幹事さん、あるいは法事等であれば、施主の方になるかと思いますが、その補助を受けるに際しまして、そういった方が一感染者が出た場合等に、個人情報等の提供をしていただけますかというようなことで、レ点等をつけるようなアンケートのような調査票のようなものを書いていただく。さらには、店舗等でそういった感染症対策がしっかり取られていたかどうかというの、そういったところで確認をしたいと思っております。

今ほど4番議員がおただしありましたような内容につきましても、もし感染者が出た場合等については、住所、氏名、連絡先等だけではなくて、その方が感染が分かるまでにどういう行動を取られていたか、そういったものも情報提供していただきながら、拡大の感染防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 国のガイドラインというお話がありました。国のガイドラインはある

意味根拠を持ちます。とても大事な大骨だと私は思っています。

しかし、地方の実態を一番よく知っているのは、県の場合、あるいは町の場合あるんですね。ですから、そのガイドラインに重ね合わせるような方策を取ることが、いわゆる地方自治体の言ってみれば私は責任だと思うんですね。

ですから、そういう意味で、今後やってみないと分からない部分もあるでしょうけれども、やりながら状況が変わる、その移り変わっていく状況を見ながら対応を柔軟にして成功させていきたいと、こう思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 この商工関連の補助金、給付金に関しましては、コロナウイルス対策ということになりますので、大いにその状況を把握しながらこのような制度を設ける、非常に頭が下がる思いです。

ただ、一方で、今G o T oキャンペーンについても、イートに関しては4人までにするとか、いろいろな数字、線が出ています。この中でこの20人以上というものをやった場合に、町民にどんな影響が出るのか、心理的なものですね、果たしてどうなるのかということに関して少し不安を覚えます。4人ということをして国がしている一方で、20人となれば、19人のところではもう1人とか、そういうことになるのではないかと。一方で、この80平米ないところで困っているところないのかなとか、私はそういったことを逡巡いたします。

この感染予防、これを考えたときに、この補助対象者には適切な感染予防対策を講じていることなのですが、一体これがどこまで認めるのかということかと思えます。

最近、田島地域内の大規模店に行きますと、玄関口には体温を測れるような器具がございます。果たしてそれだけでいいのかなといったところですが、どういった例えば東京とか、神奈川県とか見ると、例えばアクリル板で仕切るとか、そういったこともしっかりやっているところもあれば、そういったものは科学的根拠はないんですよという人もいるわけで、町としてこの対象者の適切な感染予防対策を講じている。これに対してどのように取り組むのか、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

店舗等によっても強弱といたしますか、感染症対策についての違いがございますので、一概に

全ての店舗で同じ対策というのは難しいのかもしれないんですが、今ほど議員からもお話ありましたように、サーマルカメラの設置ですとか、手指消毒、後は大皿で取ったりするのではなくて、一人一人お膳のような配膳をしていただいての料理の提供ですとか、あとはやはり給仕係といいますか、料理を出していただく方も、例えば手袋をしていただくとか、マスクの着用は当然ではありますけれども、そういったものを最低限でもやってくださいよというようなお願いをして、そういったことがしっかり守れるというようなことで、うちやりますというような手を挙げた店舗で、こういった取組の補助の対象施設にしたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 例えば佐渡ですね、新潟県の佐渡、島ですので、観光でもっているというようなことで、観光協会がそういった団体で基準を設けてしっかりそれをやっていただいた店舗に対して店頭でシールを貼って、ここは安全ですよとか、あとホームページで発表するとか、これが外来者に対する安全の基準になっているというようなニュースをお聞きしました。ホームページも拝見しましたら、非常にそれが科学的根拠はどうかという判断ではなくて、姿勢としてはそういった姿勢が望ましいんだろうなと私は思っております。

したがって、やはりそういった基準というものをそれぞれに任せるとするのは、果たしてどうなのかなと思う次第です。

この補助対象経費の中には、感染防止対策補助金としても項目がございます。これは項目だけではなくて、しっかりチェックするとか、またはほかの店に我々はこういうものを行っているということをやりながら、南会津町としてはそのレベルを上げていくとか、安心して来ていただく体制づくりに生かしていくと、そういったことに使われるべきではないかなと思います。先ほどの答弁をお聞きしますと、委ねるような形のようにお受けしましたが、一定の基準をつくるということはしないのか、するのか、それについて明確にお答えください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○星 博文商工観光課長 答えいたします。

最低限これだけの感染防止対策をやってくださいというのは条件つけまして、その条件つけた項目の全ては全てやっていただくと。プラスアルファの部分につきましては、やはりお店によっても違い等が出てくる部分もありますので、そちらについてはプラスアルファで増えていく部分については、町のほうで制限を設けないといいますか、全て強制するようなことはしないというような考えでおります。

この感染防止対策補助金、こちらにつきましては、そういった何というんですかね、大皿で

今まで例えば5,000円とか4,000円でやっていたものが、小皿等で一人一人の配膳での料理提供になりますと、やはりその分店も負担が増えてしまうので、通常例えば5品ぐらい出していたのを4品に減らすとか、そういったサービスの低下等も考えられますので、そういった部分も踏まえて、そういった町のほうで補助もいたしますので、サービスの低下とかにならない、悪影響であそこの店は5,000円だったのに、こんな料理しか出てこなかったとか、悪い評判でかえってお客さん減ってしまってもあれなので、感染防止対策、そういったものの交流もありますけれども、そういった部分の配慮等もお願いしながら、うまく経済のほう回していければというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 これから歩きながら考えるというような趣旨に受け取りました。

しかしながら、やはり感染防止ということを考えますと、やはり出発したらこれっきりなくなってしまうので、これまだ予算取っているわけでもない状況ですから、しっかりその辺、健康福祉課と、あと保健所等と打合せしながら、ほかの自治体の事例もございますから、ぜひ取り入れられる部分に関しては、柔軟に取り入れていただきたい。今は本当に感染拡大非常に進んでいるときですので、多分状況は一刻一刻変わっていくと思いますから、ぜひこのことにこだわらず、ぜひ柔軟に対応していただきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に、にわかにはG o T oキャンペーンどうなのかと言われた中で、第3波といいますか、そのような状況で、地区によってはG o T oキャンペーン中止だと、利用は駄目だというような方向性が示されつつありますが、今私たちのこの町内、確かに4人の感染者残念ながら出ましたけれども、でも原因分かっていますし、町民の皆さんも比較的私は落ち着いて冷静に判断してもらっていると思います。

また、一方で、今後またどのようになるか、このようなのが分からないわけではありますが、町としてやはり一番今の状況が分かってきた中で厳しい部分に対しての対応もしていかなければならないと、そのように考えています。

実際には大勢の町民の皆さん、いろいろな方いらっしゃると思いますけれども、町としてはしっかりその感染対策をして、これは絶対的な条件の中でそれは守っていただくということでありますし、また、利用していただく方も、一人一人が何といたしますかね、責任を持って体に

気を付けて大丈夫だという人が参加していただくような対応も必要になってくると思います。

やはり今日体調が悪いという人には遠慮いただくとか、そのような配慮が必要だと思いますので、現実的にそれがこれを実行に移すときにはそういう説明もしっかりした中で、皆さん方にも御理解いただいて、協力いただくような対応の中で、町としては進めていきたいと思えます。

実際にやってみないと分からない部分も、本当言ってございます。ですから、その中では感染者が出ない対策だけはしっかりやって、そしてもしも感染者が出た場合には、その原因をしっかりと、何といたしますかね、対策できるように、そして場合によっては、中止せざるを得なくなるかもしれません。そういうことも念頭に置いた中でやっていきたいが、そんなことならないように、まずは基本的な感染対策をそれぞれの施設でも、町民の利用される方にもご理解いただいた中で、この事業を進めていくことが肝要だと思いますので、そんなことも徹底しながらやっていきたいと思えます。

本当にどのようになるか、いろいろなことが、また寒さが厳しくなる中で、インフルエンザ等いろいろありますので、その辺を踏まえた中で、町としては皆さん方にもしっかり説明して理解していただいて、利用していただくような形を取っていきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで（４）酒蔵緊急支援事業補助金から（６）飲食店等利用促進事業補助金までを終わります。

以上で、２番の新型コロナウイルス感染症対応補正予算についてを終わります。

町長からの協議議題は終了しました。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 これをもちまして、令和２年第８回全員協議会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 ３時３４分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉